# 河川法第四条第一項の水系を指定する政令 （昭和四十年政令第四十三号）

河川法第四条第一項の水系は、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

天塩川水系

###### 二

渚滑川水系

###### 三

湧別川水系

###### 四

常呂川水系

###### 五

網走川水系

###### 六

留萌川水系

###### 七

石狩川水系

###### 八

尻別川水系

###### 九

後志利別川水系

###### 十

鵡川水系

###### 十一

沙流川水系

###### 十二

釧路川水系

###### 十三

十勝川水系

###### 十四

岩木川水系

###### 十五

高瀬川水系

###### 十六

馬淵川水系

###### 十七

北上川水系

###### 十八

鳴瀬川水系

###### 十九

名取川水系

###### 二十

阿武隈川水系

###### 二十一

米代川水系

###### 二十二

雄物川水系

###### 二十三

子吉川水系

###### 二十四

最上川水系

###### 二十五

赤川水系

###### 二十六

久慈川水系

###### 二十七

那珂川水系

###### 二十八

利根川水系

###### 二十九

荒川水系（東京都・埼玉県）

###### 三十

多摩川水系

###### 三十一

鶴見川水系

###### 三十二

相模川水系

###### 三十三

荒川水系（新潟県・山形県）

###### 三十四

阿賀野川水系

###### 三十五

信濃川水系

###### 三十六

関川水系

###### 三十七

姫川水系

###### 三十八

黒部川水系

###### 三十九

常願寺川水系

###### 四十

神通川水系

###### 四十一

庄川水系

###### 四十二

小矢部川水系

###### 四十三

手取川水系

###### 四十四

梯川水系

###### 四十五

狩野川水系

###### 四十六

富士川水系

###### 四十七

安倍川水系

###### 四十八

大井川水系

###### 四十九

菊川水系

###### 五十

天竜川水系

###### 五十一

豊川水系

###### 五十二

矢作川水系

###### 五十三

庄内川水系

###### 五十四

木曾川水系

###### 五十五

鈴鹿川水系

###### 五十六

雲出川水系

###### 五十七

櫛田川水系

###### 五十八

宮川水系

###### 五十九

由良川水系

###### 六十

淀川水系

###### 六十一

大和川水系

###### 六十二

円山川水系

###### 六十三

加古川水系

###### 六十四

揖保川水系

###### 六十五

紀の川水系

###### 六十六

新宮川水系

###### 六十七

九頭竜川水系

###### 六十八

北川水系

###### 六十九

千代川水系

###### 七十

天神川水系

###### 七十一

日野川水系

###### 七十二

斐伊川水系

###### 七十三

江の川水系

###### 七十四

高津川水系

###### 七十五

吉井川水系

###### 七十六

旭川水系

###### 七十七

高梁川水系

###### 七十八

芦田川水系

###### 七十九

太田川水系

###### 八十

小瀬川水系

###### 八十一

佐波川水系

###### 八十二

吉野川水系

###### 八十三

那賀川水系

###### 八十四

土器川水系

###### 八十五

重信川水系

###### 八十六

肱川水系

###### 八十七

物部川水系

###### 八十八

仁淀川水系

###### 八十九

渡川水系

###### 九十

遠賀川水系

###### 九十一

山国川水系

###### 九十二

筑後川水系

###### 九十三

矢部川水系

###### 九十四

松浦川水系

###### 九十五

六角川水系

###### 九十六

嘉瀬川水系

###### 九十七

本明川水系

###### 九十八

菊池川水系

###### 九十九

白川水系

###### 百

緑川水系

###### 百一

球磨川水系

###### 百二

大分川水系

###### 百三

大野川水系

###### 百四

番匠川水系

###### 百五

五ケ瀬川水系

###### 百六

小丸川水系

###### 百七

大淀川水系

###### 百八

川内川水系

###### 百九

肝属川水系

# 附　則

この政令は、河川法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

# 附　則（昭和四一年三月二八日政令第五〇号）

この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四二年五月二五日政令第七五号）

この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和四三年四月八日政令第六四号）

この政令は、昭和四十三年四月二十日から施行する。

# 附　則（昭和四四年三月二〇日政令第三一号）

この政令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四五年三月二〇日政令第一九号）

この政令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四五年四月二〇日政令第八〇号）

この政令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

# 附　則（昭和四六年三月二〇日政令第二九号）

この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四七年四月二六日政令第八五号）

この政令は、昭和四十七年五月四日から施行する。

# 附　則（昭和四七年九月二六日政令第三三九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年四月八日政令第一一一号）

この政令は、昭和五十年四月十二日から施行する。